



2025年11月17日

株式会社あいち銀行

## 東海地方の地方銀行、第二地方銀行及び労働金庫による住宅ローンの 不正利用防止に向けた「情報交換に関する協定書」の締結について

株式会社あいち銀行(代表取締役頭取 鈴木 武裕)は、住宅ローンの不正利用を防止 し、お客さまの利益を保護するため、東海地方の地方銀行、第二地方銀行及び労働金庫と 「情報交換に関する協定書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 協定の概要

住宅ローンの不正利用とは、お客さまご自身がお住まいになる住宅を取得する目的で住宅ローンを利用するのではなく、虚偽の申告を行い、融資を受けた住宅を当初から第三者に賃貸する目的で住宅ローンを利用することのほか、住宅取得価格の水増しや収入証明書の改ざん等を行うことです。

また、不正利用を促す不動産業者(以下「不正業者」といいます。)の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれる場合があります。

当行は、本協定の締結により、不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

## 2. 協定締結日

2025年11月14日(金)

## 3. 協定締結金融機関一覧

株式会社大垣共立銀行	株式会社十六銀行
株式会社三十三銀行	株式会社百五銀行
株式会社あいち銀行	株式会社名古屋銀行
東海労働金庫	

注. 金融機関コード順

以上